

諮問番号：平成30年度諮問第28号

答申番号：令和元年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成28年10月31日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当不支給処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の身体障害者手帳の更新を平成28年2月4日に申請したが、〇〇市障がい福祉室から手帳ができあがったとの通知を同年3月22日に受け取った。身体障害者手帳での特別児童扶養手当の有期再認定の手続は身体障害者手帳受領後にしかできないため、有期期限を過ぎた。
- (2) 身体障害者手帳交付時に受け取りに行った審査請求人の〇に対して、市の職員から特別児童扶養手当の有期再認定請求に関する説明は一切なかった。身体障害者手帳交付の翌日から〇〇〇の法事のため大阪を離れたため、期日内での手続は不可能であった。
- (3) 平成28年3月中旬より、本件児童が〇〇〇〇〇〇〇〇にかかり、その後、家族全員が〇〇し、家族全員1月以上の体調不良が続いた。本件児童については、その後も体調が戻らず、目が離せない状況が続き、ようやく落ち着いてきたので、同年7月22日に手続に至った。
- (4) 〇〇県にいる身内の不幸により法事等で大阪を離れていることが多く、手続に行くことが不可能であった。
- (5) 処分庁は、法第36条第1項の規定による命令に従わなかったというが、そのような命令を受けた記録がこちらにはないので提示してもらいたい。平成28年1月29日付けで〇〇市から送付されたとされる文書についての、簡易書留等の配達記録を提示してもらいたい。受給資格者が当該文書を受領したという確かな記録がなければ、当該命令を受けたことにはならないと考える。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件審査請求は、当初提出された遅延理由書で審査請求人が身体障害者手帳の手続の遅れ及び家族全員の体調不良により、有期再認定の手続が遅れた旨を主張しており、その遅延理由が採用されずに本件処分をされたものである。審査請求人は、再反論書において、「受給資格者が当該文書を受領したという確かな記録がなければ、法第36条第1項の規定による命令を受けたことにはならない」と述べているが、これについて、処分庁は、平成28年1月29日付け27〇〇障第776-4号により、通知を送付したことが認められる。なお、平成28年7月22日付けの有期再認定請求にあたり提出された遅延理由書において、「不支給期間が生じる可能性があることは了承済です」との記載があり、審査請求人は遅延理由が不適法であった場合、不支給処分になる可能性があることは了承していたものと推察する。加えて、平成28年10月31日付けの特別児童扶養手当不支給処分通知書受領後に、審査請求人より、有期再認定請求の遅延理由を別の理由に変更して有期再認定請求書を提出し直したいとの申し出があったことが、処分庁の交渉記録に残されている。

上記のとおり、審査請求人の通知を受領していないという主張による法第36条第1項の援用は、本件審査請求の争点とならない。

- (2) 処分庁は、平成28年3月22日に身体障害者手帳の手続が完了した旨の通知を発出し、同日に審査請求人に交付したことが認められる。審査請求人は、遅延理由書において、身体障害者手帳の手続の遅れ及び家族全員の体調不良を主張しているが、処分庁が処分当時に知り得た、本理由のみでは身体障害者手帳受領後4か月に亘り更新手続が一切不可能であったという法第11条第1号に規定される正当な理由に該当するとはいえない。また、本件審査請求において、審査請求人は、〇〇県在住の身内の不幸や、通知を受領していない旨を主張しているが、当初有期再認定手続の時に提出された遅延理由書の内容とは別の理由を追加するものであり、遅延理由書の内容から当該処分を行った処分庁の判断を争点とする本件審査請求においては、審査請求人の主張は採用することができない。

上記理由から、本件処分が、違法又は不当なものであるということはいえない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、本件審査請求は棄却が妥当である。

第4 調査審議の経過

平成31年3月11日	諮問書の受領
平成31年3月19日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月2日 口頭意見陳述申立期限：4月2日
平成31年3月25日	第1回審議
平成31年3月26日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書： 平成31年4月11日付け子家第1195号。 以下「回答書」という。）
平成31年4月18日	第2回審議
令和元年5月30日	第3回審議
令和元年6月21日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき（中略）は、その父若しくは母（中略）に対し、特別児童扶養手当（中略）を支給する。

2-5 （略）

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（中略）の認定を受けなければならない。

2 （略）

第5条の2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3-4 （略）

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額

の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二―三 (略)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2―3 (略)

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知）（抜粋）

別紙 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領

2 障害の認定については、次によること。

(5) 障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。

イ 精神疾患（知的障害を含む）、慢性疾患等で障害の原因となつた傷病がなおらないものについては、原則として当該認定を行つた日からおおむね2年後に再認定を行うこと。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて（平成23年1月11日障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抜粋）

1 再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。

この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第11条（中略）の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。（後略）

2 命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び回答書によれば、以下の事実が認められる。なお、特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部を市町村が行っており、以下に記載する「処分庁」には〇〇市が含まれるものである。

(1) 審査請求人は、平成25年9月27日に特別児童扶養手当認定請求書を

- 処分庁に提出し、同年12月2日に認定が行われた。
- (2) 処分庁は、平成26年8月に審査請求人に対して、「特別児童扶養手当のお知らせ」により平成26年度の所得状況届の提出を依頼した。
 - (3) 審査請求人は、平成26年8月20日に特別児童扶養手当所得状況届を処分庁に提出した。
 - (4) 審査請求人は、平成27年6月23日に特別児童扶養手当有期再認定請求書を処分庁に提出した。なお、審査請求人の有期期限は平成27年11月であり、通常であれば処分庁から有期再認定の提出命令をして有期再認定の手続が行われるところであるが、審査請求人が提出命令より前に自主的に有期再認定請求書を提出したことから、処分庁は提出命令を行う必要がないと判断し、提出命令を行わなかった。
 - (5) 処分庁は、平成27年8月に審査請求人に対して、「特別児童扶養手当のお知らせ」により平成27年度の所得状況届の提出を依頼した。
 - (6) 審査請求人は、平成27年8月21日に特別児童扶養手当所得状況届を処分庁に提出した。
 - (7) 処分庁は、平成28年1月29日に審査請求人に対して、「特別児童扶養手当関係書類の提出について」により通知を行った。同通知には、「あなたの特別児童扶養手当受給資格は下記有期期限日までですが、引き続き手当の支給を受けるには障害状態の確認が必要です。所定の様式の診断書等（下記《注》を参照）を有期期限日までに各市区町村の特別児童扶養手当担当窓口へ提出してください。なお、正当な理由がなく期限内に提出されない場合には、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第11条第1号の規定により手当の支給を受けることができなくなります。」「3. 提出書類 身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書」「4. 有期期限（提出期限） 平成28年3月31日」との記載がある。
 - (8) 処分庁において、審査請求人の有期再認定請求書が未提出であることが判明し、平成28年7月15日から同月22日までの間に審査請求人に電話連絡を行った。
 - (9) 審査請求人は、平成28年7月22日に特別児童扶養手当有期再認定請求書及び遅延理由書を処分庁に提出した。遅延理由書には、「身体障がい者手帳の更新を平成28年2月4日に申請しましたが、障がい福祉室から手帳ができあがったとの通知を、平成28年3月22日に受け取りました。身体障がい者手帳での『特別児童扶養手当』の有期再認定の手続きは身体障がい者手帳受領後にしかできないため、有期期限を過ぎて本日になりました。」「平成28年3月中旬より、児童が〇〇〇〇〇〇にかかり、その後、家族全員が〇〇し、家族全員1か月以上の体調不良が続いた。児童については、その後も体調が戻らず、目が離せない状況が続き、ようやく落ち着いてきたので、本日、手続きに至った。不支給期間が生じる可能性があることは了承済みです」との記載がある。

- (10) 処分庁は、平成28年10月31日に、提出期限（平成28年3月末）までに障害判定書類の提出がなかったことを理由に、同年4月から7月までの期間について特別児童扶養手当不支給処分を行い、審査請求人に通知した。

3 判断

(1) 法第36条第1項の命令について

審査請求人は、特別児童扶養手当不支給処分の根拠となる法第11条1号に規定する法第36条第1項の命令を記載した文書を受領していないこと、文書を受領したという確かな記録がなければ当該命令を受けたことにはならないことを主張しているため、この点について検討する。

ア 処分庁は、平成28年1月29日に審査請求人に対して、「特別児童扶養手当関係書類の提出について」により同年3月31日までに必要な書類等を提出することを命じた文書を送付したことが認められる。当該文書は、同月29日に普通郵便で送付されているため配達記録等により送達を確認することはできないが、郵便物は差し出された日から3日以内に受取人に配達されるのが通常であると考えられること、受取人に交付することができない郵便物はこれを差出人に還付するものとされているが処分庁に還付されていないこと、処分庁はこれまでも審査請求人に対して郵送により所得状況届の提出を依頼する文書を送付しているが郵便物が配達されなかったことがないことを考えると、同年2月1日までは審査請求人に送達され審査請求人が受領し得る状態におかれたものと推認される。

イ 審査請求人は、当該文書を受領していないと主張するが、平成28年7月22日に処分庁に提出した遅延理由書ではこの点について言及されていないことや、前回の有期再認定の手續の際、処分庁からの提出命令より前の平成27年6月23日に特別児童扶養手当有期再認定請求書を処分庁に提出しており、有期認定の終期までに再認定の手續が必要であることを認識していたことを考慮すれば、その主張は一貫性を欠いているといわざるをえない。

ウ 上記ア及びイの事情を考慮すれば、遅くとも平成28年2月1日までに処分庁から審査請求人に対して法第36条第1項の命令が成立していたと解するのが相当である。

(2) 法第11条第1号の正当な理由について

審査請求人が期限までに特別児童扶養手当の有期再認定の手續をしなかったことが、法第11条第1号の正当な理由に該当するかについて検討する。

ア 審査請求人は、身体障害者手帳の更新を平成28年2月4日に申請し同年3月22日に手帳ができあがったとの通知を受けた、身体障害者手帳での特別児童扶養手当の有期再認定の手續は身体障害者手帳受領後にしかできないため有期期限を過ぎたと主張するが、特別児童扶養手当の有期再

認定の手續の締め切りは通知を受けた後の同年3月31日である。また、審査請求人は、身体障害者手帳交付時に、〇〇市職員から特別児童扶養手当の有期再認定請求に関する説明は一切なかったと主張するが、身体障害者手帳に係る手續と特別児童扶養手当に係る手續は、異なる法律に基づく手續であり、身体障害者手帳に係る手續の際に説明がなかったことは本件とは関係ない。

イ 次に、審査請求人は、本件児童及び家族全員の体調不良や、法事等で大阪を離れていることが多かったため、手續を行うことが不可能であったと主張しているため、この点について検討する。

(ア) 法第5条第1項は、受給資格者が特別児童扶養手当の支給を受けようとするときの認定の請求の手續を、法第5条の2第2項は、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により法第5条の認定の請求をすることができなかつた場合の特例を規定している。そして、この「災害その他やむを得ない理由」とは、「震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などによって認定の請求ができない場合をいう」とされている。（「児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用」（中央法規出版））

(イ) 法第36条第1項は、行政庁は、必要があると認めるときは受給資格者に対して受給資格の有無又は手当の額の決定のために必要な事項に関する物件の提出を命じることができること、また、法第11条第1号は、受給資格者が正当な理由がなくて法第36条第1項の命令に従わないときには手当の額の全部又は一部を支給しないことができることを規定している。法第36条第1項に基づく特別児童扶養手当の有期再認定の手續は、命令という形式をとるものの、受給資格者が行政庁に対して手当の支給という利益を付与する処分を求めるものであり、申請の性質を有することから、「正当な理由」の解釈に際して法第5条の2第2項の「災害その他やむを得ない理由」の解釈を参考とすることができる。法第36条第1項の「正当な理由」と法第5条の2第2項の「災害その他やむを得ない理由」は、必ずしも同一の趣旨ではないと思料されるが、少なくとも、物理的に請求ができないなど客観的な事由が存在する場合に限られると解するのが相当である。

(ウ) 審査請求人には、本件児童及び家族全員の体調不良や遠隔地における用務などの事情が存在するものの、平成28年4月から同年7月までの約4か月間、手續が一切できなかつたことについて客観的な事由があるとは考えにくく、審査請求人の主張に具体性はない。

ウ 上記ア及びイのとおり、処分庁が審査請求人の主張は正当な理由に該当しないと判断した本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

(3) 有期認定の終期後の再認定の手續について

法第5条第1項は、受給資格者が、都道府県知事から受給資格及び手当の

額について認定を受けることによって、具体的な受給権が発生することを規定するものである。同様に、有期再認定についても、受給資格者が、法第36条第1項の規定の命令に基づき、有期再認定の手続により受給資格及び手当の額について確認を受けることによって、引き続き具体的な受給権が継続するものであると解される。審査請求人に特別児童扶養手当を引き続き受給する意思があるならば、有期認定の終期までに特別児童扶養手当の支給要件に合致することを証する物件を添えて処分庁に提出し再認定を受けなければならない。審査請求人は、これまでに有期再認定の手続を行ったことがあることや、有期認定の終期が平成28年3月であることを了知しうる状態であったことを考慮すれば、審査請求人の再認定の手続の遅滞が原因で手当が支給されないとしても特段、法の趣旨に反するものではない。

(4) その他

これらのことから、上記第5の1の法令等の規定に沿って本件児童に係る処分が行われたものと認められる。よって、特別児童扶養手当を支給しないこととした本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

(5) 結論

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第4部会

委員（部会長） 松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇